

町会連合会及び不動産関係団体との町会加入促進に係る
協力協定の締結について（案）

1 概要

地域での安全安心や生活環境の向上など、町会・自治会が地域で果たす役割は重要であるが、近年、加入率の低下や担い手の不足・高齢化が深刻な問題となっている。

町会・自治会の自助努力だけでなく、今後の更なる加入促進、特にアパート、マンション等に入居する若い世代の会員を増やすことを目指し、町会への加入促進に係る協力について、不動産関係団体、町会連合会及び区が協定を締結し、加入促進を図る。

2 協定に基づく主な役割

(1) 町会連合会

- ア 町会・自治会への加入促進のためのチラシ等の作成
- イ 各町会・自治会が行う加入の働きかけに対する支援

(2) 不動産関係団体（3に記載の団体）

- ア 在籍する会員による住宅購入者又は住宅、事務所、店舗等の入居者に対する町会・自治会への加入促進のためのチラシ等の配付
- イ 建物の売買、交換又は貸借の契約の際の町会・自治会への加入の働きかけ

(3) 区

町会・自治会への加入促進のためのチラシ等の作成その他この協定を実施するために必要な支援

3 協定締結を予定する不動産関係団体

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 目黒区支部

公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部城南支部

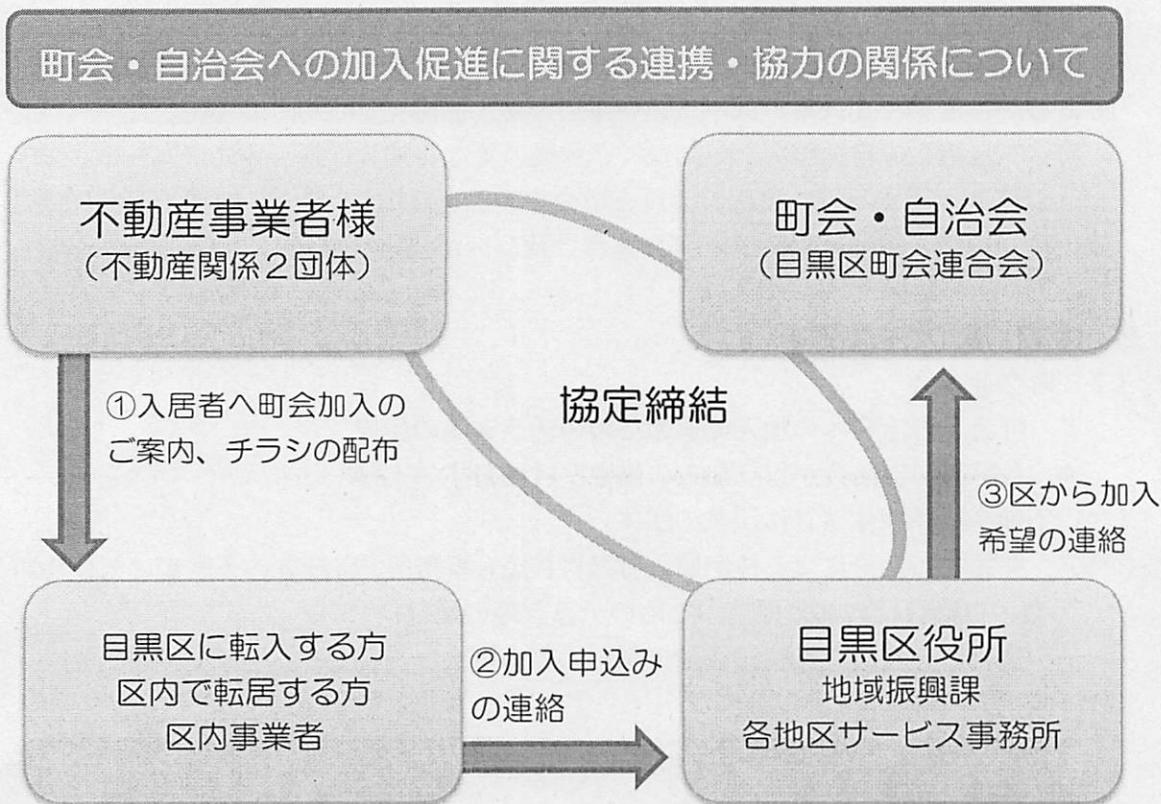
4 協定書案

別紙（案）のとおり

5 今後のスケジュール

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 6月21日 | 町会連合会総会（協定締結について） |
| 7月 | 4者による協定締結 |
| 7月以降 | 不動産事業者への周知（7/5 不動産協会の研修にて周知予定） |
| 10月以降 | 不動産事業者による町会案内の開始 |
| | 以 上 |

【参考】協力関係イメージ図



目黒区における町会・自治会への加入促進に関する協定（案）

目黒区町会連合会（以下「甲」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会目黒区支部（以下「乙」という。）、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城南支部（以下「丙」という。）及び目黒区（以下「丁」という。）は、相互に連携・協力し、次に掲げる目的を推進するため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域コミュニティの基礎となる町会・自治会への加入促進に関する甲、乙、丙及び丁の相互の連携・協力について定め、地域の人と人とのつながりを基にして助け合い、支え合うことができる住み良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に定める事項を行う。

- (1) 甲 町会・自治会への加入促進のためのチラシ等の作成及び各町会・自治会が行う加入の働きかけに対する支援
- (2) 乙及び丙 在籍する会員による住宅購入者又は住宅、事務所、店舗等の入居者に対する町会・自治会への加入促進のためのチラシ等の配付及び建物の売買、交換又は貸借の契約の際の町会・自治会への加入の働きかけ
- (3) 丁 町会・自治会への加入促進のためのチラシ等の作成、甲、乙、丙及び丁の協議に係る調整その他この協定を実施するために必要な支援

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙又は丁からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（秘密保持義務）

第4条 乙、丙又は丁は、この協定に関して知り得た情報は、この協定締結の目的以外の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。この協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区町会連合会

会長

乙 東京都目黒区祐天寺二丁目12番11号 泉ホームズ102
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会目黒区支部

支部長

丙 東京都大田区西蒲田七丁目29番5号 ニューカマタビル601
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城南支部

支部長

丁 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区長

青木英二